# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に 関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

能本市長

#### 公表日

令和1年6月26日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に関する事務				
②事務の概要	子ども・子育て支援法等の規定に基づき、保育所、認定こども園等を利用する対象者の資格認定管理、保育給付の支給、徴収金の徴収・滞納整理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認②入所要件の確認③保護者の情報に関する確認④利用者負担の算定に関する各種情報の照会⑤徴収金の滞納整理に関する事務				
③システムの名称	①子ども子育て支援システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
児童台帳ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定め る事務を定める命令				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>(要施する)</li><li>(要施しない)</li><li>(3)未定</li></ul>				
②法令上の根拠	(情報提供)なし (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第13、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令				
5. 評価実施機関における	旦 <b>当部署</b>				
①部署	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課				
②所属長の役職名	保育幼稚園課長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・言	「正·利用停止請求				
請求先	熊本市総務局法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059				
8. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ				
連絡先	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2568				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	30年6月1日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	保護評価書の種類						
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点: 3) 基礎項目評価書及び全項	項目評価書 目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネットワークシステムを	通じた入手を除く。	)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託		[ ]委	託しない			
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワークシス	テムを通じた提供を		供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	[ ]接		続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消	法						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十分 か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[〇] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	5.評価実施機関における担当 部署	熊本市健康福祉子ども未来局保育幼稚園課 保育幼稚園課長 竹原 浩朗	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課 保育幼稚園課長 興梠 研一	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年3月26日	7.特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	熊本市総務局法制課市政情報プラザ	熊本市総務局法制課情報公開窓口	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年3月26日	8.特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問い合わせ	熊本市健康福祉子ども局保育幼稚園課	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
	5.評価実施機関における担当 部署	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課 保育幼稚園課長 興梠 研一	熊本市健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課 保育幼稚園課長 宮崎 淳司	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
	Ⅱ 1	平成29年9月13日 時点	平成30年6月1日 時点		
	II 2	平成27年9月13日 時点	平成30年6月1日 時点		
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	保育幼稚園課長 宮崎淳司	保育幼稚園課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	Ⅳ追加	事後	新様式への変更